○外航運送に係る貨物利用運送事業の登録及び許可の申請並びに約款の認可申請等の処理について

(平成17年4月21日 国総貨複第23号)

(傍線の部分は改正部分)

		2 (3 1 添付		(略)	1 I 登 申 請	二第一統	
、外航海運事業における商取引慣行上、貨物利用運送契約書の添かに)契約書の写しを提出させること)を添付することとするが。この場合、登録日までに(新設法人の場合は、会社設立後速や締結されていない場合には、契約書(案)に代えることができる		3)(利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との1)(2)(略)統付書類	必然	~ (7) (略)	登録申請書申請の方法	第一種貨物利用運送事業(略)	改正案
<ul><li>とができる。</li><li>とができる。</li><li>、外航海運事業における商取引慣行上、貨物利用運送契約書の添</li></ul>	写運	の (3) 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との (1)(2) (略) 2 添付書類	特段の必要業務の統	(1) ~ (7) (略)	1 登録申請書 日 申請の方法	二 第一種貨物利用運送事業一 (略)	現行

 $\widehat{4}$ とができる。 付が困難である場合には、 運賃の収受に関する書類等に代えるこ  $\widehat{4}$ 規則第4条第2項第3号に規定する「貨物利用運送事業の用に

供する施設に関する事項を記載した書類」については、 第4条第3項の規定に基づき、 事業計画又は集配事業計画の変更の届出の場合にあっては、 ものとする。ただし、営業所及び保管施設の所在地の変更に係る 貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、保管施設を含む。 利用運送事業を遂行するために必要な事務所その他の営業所等 できるものとする。 の使用権原を有することを証する書類(宣誓書)を添付させる 規則第4条第2項第3号に規定する「貨物利用運送事業の用に 当該書類の添付を省略することが 当該貨物 規則

る。

ただし、

の使

3項の規定に基づき、

当該書類の添付を省略することができるも

又は集配事業計画の変更の届出の場合にあっては、

規則第4条第

のとする。

利用運送事業を遂行するために必要な事務所その他の営業所等

貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、保管施設を含む。

用権原を有することを証する書類を添付させるものとす

営業所及び保管施設の所在地の変更に係る事業計画

供する施設に関する事項を記載した書類」については、

当該貨物

5 (略

登録 (変更登録) に当たっての具体的処理基準

(略)

 $\Pi$ 

事業計画 (施設) の適切性

1

 $\widehat{\underline{1}}$ 使用権原のある営業所、 ること。 貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有 また、 当該営業所等が関係法令に抵触しないものである 事務所、店舗等を保有しているものであ

こと。

 $\widehat{2}$ 

(略

 $\equiv$ Ι

第二種貨物利用運送事業

申請の方法等

2

3

略

2

 $\widehat{2}$ 

(略)

三 第二種貨物利用運送事業

登録 (変更登録) に当たっての具体的処理基準

(略)

 $\Pi$ 

5

(略)

1 事業計画 (施設) の適切性

 $\widehat{1}$ ること。 使用権原のある営業所、 規模が適切なものであること。 貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有 また、 当該営業所等が関係法令に抵触しないものであり 事務所、店舗等を保有しているものであ

3 (略)

(略)

1 事業計画

(1) (4)

5 業務の範囲 (略)

特段の必要のない限り、 般事業」と記載させること。

2 略 6

5

8

略

3 添付書類

 $\widehat{1}$ 

(略

 $\widehat{2}$ 貨物利用運送契約書の写し

結されていない場合には、 別として貨物利用運送契約書の写し 契約書 (案) に代えることができる。 (申請時において契約が締

の場合、 許可日までに(新設法人の場合は、 会社設立後速やかに)

運事業における商取引慣行上、貨物利用運送契約書の添付が困難で 契約書の写しを提出させること)を添付することとするが、 外航 海

ある場合には、 運賃の収受に関する書類等に代えることができる。

3

3 用運送事業を遂行するために必要な事務所その他の営業所等 用権原を有することを証する書類(特定二種の集配営業所等以外に の保管体制を必要とする場合にあっては、 供する施設に関する事項を記載した書類」については、当該貨物利 いては宣誓書) 規則第19条第1項第2号に規定する「貨物利用運送事業の用に を添付させるものとする。 保管施設を含む。 ただし、 営業所及び保 (貨物 の使

管施設の所在地の変更に係る事業計画又は集配事業計画の変更の届

(略

1 事業計画

(1) (4)

(略)

業務の範囲

5 特段の必要のない限り、 「特に限定なし」と記載させること。

6

5

8

略

略

2

3 添付書類

 $\widehat{1}$ (略)

2

きる。 困難である場合には、 外航海運事業における商取引慣行上、貨物利用運送契約書の添付が 貨物利用運送契約書の写し 原則として貨物利用運送契約書の写しを添付することとするが 運賃の収受に関する書類等に代えることがで

計画の変更の届出の場合にあっては、 用権原を有することを証する書類を添付させるものとする。 用運送事業を遂行するために必要な事務所その他の営業所等 供する施設に関する事項を記載した書類」については、当該貨物利 の保管体制を必要とする場合にあっては、 営業所及び保管施設の所在地の変更に係る事業計画又は集配事業 規則第19条第1項第2号に規定する 規則第19条第2項の規定に 「貨物利用運送事業の用に 保管施設を含む。 ただし (貨物 の使

類の添付を省略することができるものとする。 出の場合にあっては、規則第19条第2項の規定に基づき、当該書

 $\widehat{4}$ いては、 過去三か年分を添付するものとする。ただし、 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書については、 規則第19条第2項の規定に基づき 当該書類の添付を省 「損益計算書」につ

5

略

略することができるものとする。

4 略

П 許可 (事業計画変更認可) に当たっての具体的処理基準

1 (略)

(略)

2 事業計画の適切性 (略)

 $\widehat{1}$ 

 $\widehat{2}$ 貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有

使用権原のある営業所、 事務所、 店舗等を保有しているもので

あること。

また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであること。

3 略

 $\widehat{\underline{4}}$ 代理店との委託契約若しくは委託契約締結の予定があること(こ 海外の仕向地における仕分体制を自ら整備しているか又は仕分

合は の場合 会社設立後速やかに)契約書の写しを提出させること)。 契約書 (案) を提出させ 許可日までに (新設法人の場

> 基づき、 当該書類の添付を省略することができるものとする。

 $\widehat{4}$ 過去三か年分を添付するものとする。 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書については、

5 (略)

4 略

許可 (事業計画変更認可) に当たっての具体的処理基準

(略

1

(略)

 $\Pi$ 

2 事業計画の適切性

 $\widehat{1}$ 

(略)

 $\widehat{2}$ 貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有 使用権原のある営業所、 事務所、 店舗等を保有しているもので

あること。

が適切なものであること。 また、 当該営業所等が関係法令に抵触しないものであり

規模

3

(略)

 $\widehat{4}$ 海外の仕向地における仕分体制を自ら整備しているか又は仕分

代理店との委託契約があること。

- 3  $\widehat{1}$ 事業適確遂行能力 (略
- (削る)

 $\widehat{2}$ 組織・経営主体

業運営に関する指揮命令系統が明確であり、 る欠格事由に該当しないものであること。 貨物利用運送事業の遂行に必要な組織及び法令知識を有し、 法第22条に規定す 事

- 4 集配事業計画の適切性
- (削る)

集配事業計画の適切性

4

 $\widehat{1}$ 集配体制

集配営業所ごとに集配車両2両以上を含む集配体制が整って

いること。

適切な構造を有する事業用自動車の使用権原を有すること。 自己の車両で集配をする場合にあっては、 当該集配業務に

集配業務を他の者に委託する場合

 $\widehat{2}$ 

(略)

3

 $\widehat{2}$  $\widehat{\underline{1}}$ 

(略

集配業務を他の者に委託する場合

1

集配営業所

とを原則とするが、当該事務所と集荷業務の受託者との間の業

集配営業所については、それぞれの仕立地ごとに設置するこ

1 集配営業所

とを原則とするが、当該事務所と集荷業務の受託者との間の業 集配営業所については、それぞれの仕立地ごとに設置するこ

3 事業適確遂行能力

 $\widehat{1}$ (略)

 $\widehat{2}$ 過去数年間の健全経営

人を設立する場合にあっては、 過去3か年程度法人の経常収支が健全であること。 健全な経営が行われるものと認め (新たに法

3 組織・経営主体

られるものであること。)

業運営に関する指揮命令系統が明確であり、 る欠格事由に該当しないものであること。 貨物利用運送事業の遂行に必要な組織及び法令知識を有し、 法第22条に規定す 事

- 5 -

所として記載すればよいこととする。集配事業計画に集配業務を統括する自社の営業所を集配営業改法人の場合は、会社設立後速やかに)契約書の写しを提出さ設法人の場合は、会社設立後速やかに)契約書の写しを提出さ

集配業務の委託先

物自動車運送事業者であること。と又は海上貨物の集配のための必要な体制を有している一般貨と又は海上貨物の集配のための必要な体制を有している一般貨受託者が外航運送に係る第二種貨物利用運送事業者であるこ

業所として記載すればよいこととする。は、集配事業計画に集配業務を統括する自社の営業所を集配営

務委託契約書により集荷業務の遂行が可能と認められる場合に

② 集配業務の委託先

と又は海上貨物の集配のための必要な体制を有している一般貨受託者が外航運送に係る第二種貨物利用運送事業者であるこ

物自動車運送事業者であること。

兀

兀

(略)

(略)